

Deep Tech Expansion Program 2026 業務委託  
に係る提案競技実施要項

1 事業名称

Deep Tech Expansion Program 2026 業務委託

2 目的

本事業は福岡市内のスタートアップ・エコシステムの高度化及び持続的な成長を図る観点から、海外市場への事業展開を志向する市内外のディープテックスタートアップ等を対象に、成長フェーズや事業特性に応じた個別支援を実施し、共同研究、事業連携、販路開拓等の具体的な成果の創出を目指すものである。

あわせて、継続的な協議の実施やその実施に向けた合意形成等を通じて、将来的な具体的成果の創出につながる状態の構築を重視するとともに、仮説構築から検証、商談機会の創出、関係構築の進展に至るまでを一貫して支援することを目的とする。

3 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

4 事業費

契約上限額：29,876 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 委託業務内容

「Deep Tech Expansion Program 2026 業務委託仕様書（別紙1）」のとおり

6 提案競技参加資格

次の各号に掲げる資格（以下、「参加資格」という）を有する者でなければ、この提案競技に参加することはできない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲示されているホームページアドレス

[https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku\\_kanri/keiyaku\\_hp/law\\_index.html](https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html)

- (3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (4) 市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てが

なされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

- (7) 福岡市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (8) 共同事業体による共同提案の場合は、構成員それぞれが(1)～(7)をすべて満たし、本提案競技への単独または他の提案者との共同提案を行っていないこと。また、応募後の代表団体の変更及び構成団体の変更は認められない。

なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

## 7 公募スケジュール

- |                   |                  |
|-------------------|------------------|
| (1) 募集開始          | 令和8年6月15日(月)     |
| (2) 質問書提出期限       | 令和8年6月22日(月)17時  |
| (3) 質問書回答日        | 令和8年6月25日(木)(予定) |
| (4) 提案競技参加申込書提出期限 | 令和8年6月29日(月)17時  |
| (5) 参加辞退期限        | 令和8年7月7日(火)17時   |
| (6) 事業提案書等提出期限    | 令和8年7月8日(水)12時   |
| (7) 提案者プレゼンテーション  | 令和8年7月16日(木)(予定) |
| (8) 最優秀提案者決定・通知   | 令和8年7月下旬(予定)     |
| (9) 契約締結          | 令和8年8月上旬(予定)     |

※提案者プレゼンテーションの日程については、参加者に改めて通知します。

## 8 質問の受付

提案競技参加にあたり、疑義が生じた場合は、「質問書(様式1)」を提出すること。

### (1)提出期限

令和8年6月22日(月)17時まで

### (2)提出先・提出方法

質問書を「17 問い合わせ先・提出先」のメールアドレスへ提出すること。また、質問書を提出した際は、その旨を問い合わせ先・提出先へ電話連絡すること。

### (3)質問についての回答

令和8年6月25日(木)(予定)に下記のホームページに掲示する。

[https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/deeptech\\_expansion\\_program\\_2026.html](https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/deeptech_expansion_program_2026.html)

※「質問書」以外による質問、及び受付期間外の提出は不可とする。

## 9 提案競技参加申込

提案競技への参加を希望する場合は、「6 提案競技参加資格」を確認し、(3)の書類を提出すること。

### (1) 提出期限

令和8年6月29日(月)17時まで

### (2) 提出先・提出方法

(3)の書類を「17 問い合わせ先・提出先」のメールアドレスへ提出すること。また、提出した際は、その旨を問い合わせ先・提出先へ電話連絡すること。

### (3) 提出書類

以下の書類のうち、④～⑦については、提出日前3か月以内に発行された書類を提出すること。なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登録されている者であり、当該登録の有効期間内にこの提案募集の公示日又は提案競技参加申請期限日が含まれている者にとっては、④～⑪の提出を免除する。

#### ① 提案競技参加申込書(様式2)

#### ② 会社概要(パンフレット等も可 ※事業概要がわかるもの)

#### ③ 従業員数がわかる資料(同上)

#### ④ 登記事項証明書(法人の場合)

※法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること(履歴事項全部証明書でも可)。

#### ⑤ 身分証明書及び登記されていないことの証明書(個人の場合)

※本籍地の市区町村発行の身分証明書(市区町村によっては「身元証明書」という名称で取り扱っているところもある。)を提出すること。なお、身分証明書とは、後見登記、破産等の通知を受けていないことを証明するものである。

※法務局又は地方法務局発行の登記されていないことの証明書を提出すること。なお、登記されていないことの証明書とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことを証明するものである。

※身分証明書と登記されていないことの証明書は、両方提出が必要である。

#### ⑥ 市町村税を滞納していないことの証明書

※福岡市内に本店又は支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税及び延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

※上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

#### ⑦ 消費税及び地方消費税納税証明書

※本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

※証明書の種類は「納税証明書(その3)」を選択すること(「その3の2」「その3の3」でも可)。

#### ⑧ 委任状(様式3-1)

※この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人(支店長、営業所長等)に行わせる場合は、様式3-1により委任状を作成して提出すること。

#### ⑨ 誓約書(様式3-2)

※代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。

⑩ 役員名簿（様式3-3）

※代表者及び役員（⑧の委任状を提出する場合は代理人（支店長、営業所長等）を含む。）の、氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。

※この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

※役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。（監査役、監事、事務局長は含まない。）

⑪ 直近の決算2年分の財務諸表の写し

※法人の場合は、直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。個人の場合は、様式3-4をもとに作成のうえ提出すること。

(4) 外国に本店がある事業者（日本に支店登記がない場合）の申請注意事項

ア 押印の必要があるものについては、署名をもって代えることができる。

イ 提案競技参加申込書は日本語で作成するとともに、その他の提出書類のうち外国語で記載された事項については、日本語の訳文を添付すること。

ウ (3)に掲げる提出書類のうち、④及び⑤については、本来必要な書類に代えて、当該国の所管官庁又は権限のある機関の発行する書面とすることができる。

エ (3)に掲げる提出書類のうち、⑥及び⑦については、省略することができる。

(5) 提案競技参加申込辞退届の提出

提案競技参加申込書を提出した者のうち、やむを得ない事情により提案競技への参加を辞退する場合は、令和8年7月7日（火）17時までに「提案競技参加辞退届（様式4）」を提出すること。

(6) 注意事項

共同提案の場合は、「提案競技参加申込書（様式2）」に共同提案代表者名を記載するとともに、参加する共同企業体名等を全て記載すること。また、上記提出書類を共同提案する企業も含めて全て提出するとともに、協定書を提出すること。

10 事業提案書の提出

提案競技参加申込みを行った者は、「事業提案書作成要領（別紙2）」に従って「事業提案書」を作成し、提出すること。

(1) 提出期限

令和8年7月8日（水）12時まで（必着）

(2) 提出先・提出方法

「17 問い合わせ先・提出先」のメールアドレスへ提出すること。また、提出した際は、その旨を問い合わせ先・提出先へ電話連絡すること。

※電子データの提出によること。

(3) 提出書類

以下の全ての書類を持って「事業提案書」とする。

- ① 事業計画書
- ② 経費見積書及び積算内訳書※

※「業務委託仕様書(別紙1)」の各項目をできるだけ詳細に分割して見積もりを行うとともに、積算内訳にはどの項目にいくら経費が掛かるのかなど、具体的かつ詳細に記載すること。

(4) 提出部数

正本及び副本を提出すること。

11 審査基準

審査に当たっては、以下に掲げる評価項目に基づき評価する。

評価項目	評価の着眼点		配点
企画提案内容	事業趣旨に対する理解	事業の趣旨や目的を十分に理解したうえで、具体的かつ有効な内容を提案しているか。	15
	実効性	日本のスタートアップの海外への事業展開に関する課題分析が示された上で、それをふまえた効果的な支援が提案内に盛り込まれているか。	15
	適格性	ターゲット市場(国・地域)に対し十分な知見や、商談のセッティング等が可能な豊富なネットワークを有しており、具体的な商談候補先とのネットワーク等が提案内に盛り込まれているか。 また、それらによって、KPIの達成に向けた円滑な商談の実施・継続など、効果的な事業の遂行が期待できるか。	25
	独自性	提案者の特徴・強みが反映されたプログラム提案内容になっているか。	10
事業実績	本業務に類似又は関連する業務を受託又は自ら実施した実績があり、本業務を完遂し、成果をあげることが期待できるか。		15
実現性	業務を安定的に遂行できる実施体制、実施スケジュールや業務環境となっているか。		15
見積額	$(\text{契約金額の上限} - \text{自社の提案価格}) / (\text{契約金額の上限} - \text{提案価格のうち最低価格}) \times \text{満点}(5\text{点})$ ※小数点第1位を四捨五入		5
合計点			100点

※審査員の評価の最高点の者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な者を受託候補者として選定する。なお、金額が同額の場合、当該者は当初提案の金額の範囲内で見積書を再作成し、再提出された金額が最も安価な者を受託候補者として選定する。

12 提案事業者プレゼンテーション

提案内容を審査し、最も優秀な事業提案を選定する評価委員会(以下「委員会」という。)を以下のとおり実施する。委員会に参加する提案者については、以下のとおりプレゼンテーション(提案内容の説明及び質疑応答)を行う。

(1) 実施日

令和8年7月16日（木）（予定）

※正式な実施日時は、委員会に参加する提案者に別途連絡する。

(2) 実施方法

オンラインまたは対面で開催する。

※オンラインの場合、URLは委員会に参加する提案者へ別途連絡する。なお、使用するシステム等については、事前に提案者と調整することとし、通信環境に係るテスト等を行ったうえで、審査会を実施する。

(3) 審査方法

各提案者によるプレゼンテーション10分、質疑応答15分（予定）

※提案者が1団体の場合でも、委員会での審査を行う。

※説明者・参加者は1提案あたり3名までとする。

(4) プレゼンテーション

プレゼンテーションは、提出された事業提案書等をもとに実施し、事業提案書に記載のない追加提案は認めない。事業提案書を画面等に投影しながら説明することは可能。

※プレゼンテーション実施方法は別途連絡する。

※プレゼンテーションや質疑応答の際、提案者名の言及は行わないこと。

(5) 審査内容

審査は、「11 審査基準」に基づき、事業提案書や委員会におけるプレゼンテーションの内容及び質疑応答の内容について行い、最も得点が高いものを最優秀提案候補とする。

なお、審査員の評価が平均60点未満の場合は、最上位者であっても受託候補者として選定しない。

また、委員会に参加する提案者が1者のみの場合は、提案内容を審査し、全審査委員が平均60点以上の評価を行った場合に、最優秀提案者候補とみなす。

13 最優秀提案者の決定等

(1) 最優秀提案者の決定

委員会での審査結果を参考に、市において最優秀提案者を決定する。

(2) 結果通知

結果については、速やかに全ての提案者に通知するとともに、最優秀提案者については、福岡市ホームページにおいて公表する。

※結果の通知後に、資金事情の悪化等により業務の履行が確実にないと認められる場合、また著しく社会的信用を損なう等、受託者として不適切と認められる事情が生じた場合は、決定を取り消すことがある。

14 契約

(1) 契約交渉者

市において決定した最優秀提案者を契約交渉者とする。

(2) 契約の締結

決定後速やかに福岡市と契約交渉者との間で最終的な仕様等を決める協議を行い、契約内容詳細について合意に達した後、業務委託契約を締結するものとする。なお、最優秀提案者が辞退、その他の契約条件が合致しないなどの理由で契約締結に至らなかった場合は、次点の提案

者を契約交渉の相手方とすることができるものとする。

### (3) 契約保証金

本委託業務の契約に際しては、受託者は契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、福岡市契約事務規則第25条に該当する場合は、契約保証金を免除することがある。

## 15 特記事項

- (1) 契約上限額の範囲内で、本事業の目的に照らし、その効果を増進すると考えられる独自の提案内容があれば、提案すること。契約上限額に加えて提案者が外部資金を獲得することは妨げないが、獲得した協賛の金額、内容、使途を福岡市に報告すること。
- (2) 1者1提案とし、1者から複数の提案は認められない。また、共同事業体として参加する場合は、構成員のすべてがその他の共同事業体の構成員及び提案者になることはできない。
- (3) 提出された提案書の内容は、契約を締結した際に提案者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。
- (4) 本提案競技において使用する言語は「日本語（商標及び固有名詞を除く）」、通貨単位は「円」とする。また、本募集に関する日時は全て日本時間を適用する。
- (5) 必要に応じて追加資料の提出を求められることがある。
- (6) 提出書類については、明らかな誤字・脱字・名称及び氏名等の形式的な変更を除き、提案内容を変更することはできない。
- (7) 提案に係る費用はすべて提案者の負担とする。また、提出された書類等は返却しない。
- (8) 提出書類は、福岡市情報公開条例第7条に定める非公開情報（個人情報や法人等の利益を害する恐れがある情報など）を除き、公開の対象となる。
- (9) 提出書類の著作権は提案者に帰属するが、選定に係る審査を行う場合、選定後に事業計画等の内容を公表する場合、情報公開を行う場合、その他市長が必要と認める場合には、提案者の承諾を得ずに全部又は一部を使用し、複製することがある。
- (10) 事業提案書の利用について第三者から権利の侵害等の訴え、または紛争が生じたときは、その提案者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、福岡市に何等かの損害を与えたときは、その提案者は損害について賠償するものとする。
- (11) 本提案競技に関して福岡市が配布した資料を他の目的のために使用することは禁止する。
- (12) 選定された提案は、福岡市との協議により、内容の変更を求められることがある。
- (13) 「5 委託業務内容」については、現時点で必要と思われる内容を提示しており、契約締結の際に契約交渉者と協議のうえ、変更することがある。
- (14) 本委託業務の全部を第三者に再委託することは禁止する。
- (15) 審査結果に関する質問には一切回答しない。
- (16) 本事業は、国の地域未来交付金（地域未来推進型）を活用した事業であるため、事業に係る国からの問い合わせや報告作成等について協力を依頼することがある。

## 16 失格要件

以下に該当する者は失格とし、本提案競技への参加を無効とする。

- (1) 提出締切までに必要な書類が揃わなかったとき。

※公的書類など取得に時間を要し、やむを得ず提出締切に間に合わない書類がある場合は、

事前に相談すること。

- (2) 提出された「10 事業提案書の提出 (3) 提出書類 ② 経費見積書及び積算内訳書」の支出額が「4 事業費」を超えるとき。
- (3) 提案競技参加申込書を提出していたにも関わらず、辞退届を提出せずに提案競技会に参加しなかったとき。
- (4) 評価委員等に対する不正な行為が認められたとき。
- (5) 事業推進に必要な手続きを行わないとき。
- (6) その他、不正と認める行為があったとき。

#### 17 問い合わせ先・提出先

福岡市経済観光文化局創業推進部 橋爪、持丸、重本  
〒816-8620

福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所14階

TEL：092-711-4030

E-Mail：[startup.epb@city.fukuoka.lg.jp](mailto:startup.epb@city.fukuoka.lg.jp)